### **①　公開買付けの開始時の開示**

自社の株券等に対する公開買付けが行われる場合で、公開買付けを行う者によって公開買付けを行う旨の発表、公開買付けの公告又は公開買付届出書の提出のいずれかが行われたことを知ったときは、その旨を開示してください（公開項目は、「公開買付けに関する意見表明等」を選択してください。）。

※　公開買付けを行う者が上場会社である場合を除き、当該者による公開買付けを行う旨の記者発表資料を入手できる場合には、これを自社の開示資料に参考資料として添付して開示を行うようにしてください。

※　この開示において、当該公開買付けに関する意見を表明するものではない場合は、その旨を記載してください。また、この開示により当該公開買付けに関する意見を表明する場合は、「②　公開買付けに関する意見表明の決定時の開示」の開示事項及び開示・記載上の注意に基づき開示を行ってください。

※　開示資料の表題は、買付者の名称及び買付者による公開買付けの開始であることが判別できる表題としてください。

（例）「○○○○株式会社による当社株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

※　公開買付期間の延長や買付け等の条件の変更が行われた場合には、それを知った時点で、その内容について「開示事項の経過」として開示してください。

### **②　公開買付けに関する意見表明の決定時の開示**

| 開示事項 | 開示・記載上の注意 |
| --- | --- |
| ・　開示資料の表題 | ・　買付者の名称及び意見表明であることが判別できる表題とする。（例）「○○○○株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」〔ＭＢＯ等に関して意見表明を行う場合〕・　ＭＢＯ等であることが判別できる表題とする。（例）「ＭＢＯの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」「支配株主である○○○○株式会社による当社株券に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関するお知らせ」 |
| ・　開示資料の柱書き | ・　公開買付者がいわゆる二段階買収を行うこと及び上場会社の株式等を上場廃止することを予定している場合には、その旨を前提として意見表明について決議したことを記載する。 |
| １．公開買付者の概要 | 〔金銭を対価とする公開買付けが行われる場合〕・　公開買付者の概要として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、大株主及び持株比率、上場会社と公開買付者との関係（＊）を記載する。（＊）上場会社と公開買付者の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と公開買付者又は公開買付者の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。・　資本関係として、最近日における上場会社と公開買付者との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。・　人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と公開買付者との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。・　取引関係として、直前事業年度における上場会社と公開買付者との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。・　関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、公開買付者が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。※　公開買付者が個人である場合は、氏名、住所（市区町村まで）、上場会社と当該個人の関係（上場会社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）との資本関係・人的関係・取引関係）を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該個人又は当該個人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には上記の事項に限らずその内容も含めて記載する。※　公開買付者がファンドである場合は、名称、所在地、設立根拠等、組成目的、組成日、出資の総額、出資者・出資比率・出資者の概要、業務執行組合員の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、（海外ファンドの場合には、当該ファンドの本邦内における事務連絡先（国内代理人）の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金））、上場会社と当該ファンドとの間の関係（出資の状況）、上場会社と業務執行組合員・国内代理人との間の関係（資本関係・人的関係・取引関係）を可能な範囲で記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と、当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）又は業務執行組合員・国内代理人若しくは業務執行組合員・国内代理人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には、上記の事項に限らずその内容も含めて可能な範囲で記載する。〔上場株券等を対価とする公開買付けが行われる場合〕・　上場会社及び公開買付者について、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、発行済株式数、決算期、従業員数、主要取引先、主要取引銀行、大株主及び持株比率、上場会社と公開買付者の関係（＊１）、最近３年間の財政状態及び経営成績（＊２）を記載する。（＊１）上場会社と公開買付者の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該会社又は当該会社の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。・　資本関係として、最近日における上場会社と公開買付者との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。・　人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と公開買付者との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。・　取引関係として、直前事業年度における上場会社と公開買付者との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。・　関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、公開買付者が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。（＊２）純資産、総資産、１株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、１株当たり当期純利益、１株当たり配当金（※）連結指標等がない場合であって、かつ、子会社等がある場合には、上場会社と公開買付者の本体とその子会社等の指標を単純合算した値を欄外に記載する。※　上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。※　複数の者が共同して公開買付けを行っている場合には、それぞれの者について記載する。 |
| ２．買付け等の価格 | ・　買付け等をする株券等の種類ごとに買付け等の価格を記載する。株式については１株当たりの買付け等の価格を記載するものとし、その他の株券等についても同様に記載する。※　有価証券等を対価とする場合には、以下の内容を記載する。・　当該対価とする有価証券等の種類・　交換比率・　有価証券等に加えて金銭を対価とする場合には、交付する金銭の額 |
| ３．当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由 |  |
| （１）意見の内容 | ・　当該公開買付けに関する意見の内容について、意見表明報告書と同等の内容を含め、わかりやすく具体的に記載する。※　公開買付けに関する意見表明における意見の内容としては、①「公開買付けに応募することを勧める。」、②「公開買付けに応募しないことを勧める。」、③「公開買付けに対し中立の立場をとる。」、④「意見の表明を留保する。」などが想定されています。〔意見表明報告書の記載上の注意［抜粋］〕ａ．意見の内容については、例えば「公開買付けに応募することを勧める。」、「公開買付けに応募しないことを勧める。」、「公開買付けに対し中立の立場をとる。」、「意見の表明を留保する。」等わかりやすく記載すること。 |
| （２）意見の根拠及び理由 | ・　当該公開買付けに関する意見の根拠及び理由について、意見表明報告書と同等の内容を含め、わかりやすく具体的に記載する。※　意思決定に至った過程については、上場会社における検討が開始された時期、上場会社における検討の経緯、公開買付者との間の公開買付けの条件に関する交渉の概要を記載してください。※　意思決定に至った過程について、当該公開買付けの実施に至った背景や、公開買付者の意思決定過程について公開買付者から聴取した内容を記載することも考えられます。なお、公開買付者の意思決定過程を記載する場合、上場会社の意思決定過程と公開買付者の意思決定過程が区別できるように記載してください。〔意見表明報告書の記載上の注意［抜粋］〕ｂ．根拠については、意思決定に至った過程を具体的に記載すること。ｃ．意見の理由については、賛否・中立を表明している場合にはその理由を、意見を留保する場合にはその時点において意見が表明できない理由及び今後表明する予定の有無等を具体的に記載すること。・　当該公開買付けに応募することを勧める意見である場合には、買付け等の価格に関する判断の理由を含め、株主に対して当該買付け等に応募することを勧めるに至った考え方についてわかりやすく具体的に記載する。・　現金以外を対価として選択した公開買付けに対して当該買付け等に応募することを勧める場合には、その理由をわかりやすく具体的に記載する。特に、流動性が低いなど換価が困難と考えられる財産を対価として選択した場合には、他の財産による代替可能性等の観点を踏まえて理由を記載する。〔ＭＢＯ等に関して意見表明を行う場合〕・　ＭＢＯ等に関して意見表明を行う場合において、賛否・中立を表明している場合には、ＭＢＯ等の実施による上場会社の企業価値の向上に関する判断の内容を含め、その理由をわかりやすく具体的に記載する。・　ＭＢＯ等に関して意見表明を行う場合において、当該公開買付けに応募することを勧める意見である場合には、買付け等の価格に関する判断の理由（＊）、及び、公正な手続きを通じた株主利益への配慮に関する説明を含め、株主に対して当該ＭＢＯ等に応募することを勧めるに至った考え方についてわかりやすく具体的に記載する。（＊）例えば、算定結果の合理性を確認したうえで、買付け等の価格が算定結果と比較して合理的な水準にあるかといった観点から判断の理由を説明することが考えられます。なお、算定の前提条件において考慮されていない事象がある場合（例えば、市場株価法を用いる場合で、公開買付けに関する意見表明と同時に業績予想の大幅な上方修正を行う場合など）や、特殊な前提条件が存在する場合には、これらを踏まえて買付け等の価格に関する判断の理由について記載してください。また、当該取引の公表前短期間に業績の大幅な下方修正その他株価が大幅に下落する開示を行った場合には、これらを踏まえて買付け等の価格に関する判断の理由について記載してください。 |
| （３）算定に関する事項 | ・　算定機関から算定書を取得した場合には、以下の事項を記載する。・　算定機関から算定書を取得しない場合は、その旨を記載する。 |
| ①　算定機関の名称並びに上場会社及び公開買付者との関係 | ・　算定機関の名称を記載する。・　算定機関について重要な利害関係がある場合（＊）は、その関係の内容及び重要な利害関係がある算定機関に算定を依頼することとした理由を記載する。また、その場合において、弊害防止措置等を講じているときは当該措置の内容を記載する。（＊）①　算定機関が関連当事者に該当する場合、②　公開買付者（公開買付者の株主、役員、フィナンシャルアドバイザー等を含む。）から斡旋又は紹介を受けた算定機関に依頼した場合、③　算定機関が上場会社・公開買付者の双方から依頼を受ける場合、④　算定機関又はその関係会社（その子会社を含む。）から当事会社が投融資を受けている場合　などが考えられます。・　重要な利害関係がない場合には、その旨を記載する。 |
| ②　算定の概要 | ・　具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定方式の算定結果の数値（レンジ可）及び各算定方式の算定の重要な前提条件（＊）を記載する。また、それに加えて、主として用いた算定方式がある場合にはその旨及び当該算定方式を主として用いた理由を記載する。（＊）①　市場株価法を用いた場合は、市場価格の計算対象期間、算定基準日及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には当該日を基準日とした理由を記載する。また、②　ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法を用いた場合であって、買付け等の価格の算定の前提とした財務予測で大幅な増減益を見込んでいるときは、前提とした財務予測の概要（計数を含む。）と増減益の要因（大幅な増減益を見込んでいないときは、その旨）など算定の前提条件を記載する。（注）「大幅な増減益」に該当するかどうかについては、各当事会社の当該公開買付け実施後５事業年度のいずれかにおいて、各々の前事業年度と比較して、利益の増加又は減少見込額が３０％未満であるか否かを目安とする。〔ＭＢＯ等に関して意見表明を行う場合〕・　ＭＢＯ等に関して意見表明を行う場合には、算定の重要な前提条件として、上記の（＊）に代えて、市場株価法、類似会社比較法及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法については、以下の内容を含めて記載する。その他の算定手法については以下の内容に準じて重要な前提条件を記載する。①　市場株価法・算定基準日、計算対象期間及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には、当該日を基準日とした理由・計算方法（終値単純平均か加重平均かの別）・その他特殊な前提条件がある場合には、その内容②　類似会社比較法・比較対象として選択した類似会社の名称及び当該会社を選択した理由マルチプルとして用いた指標（ＥＶ／ＥＢＩＴＤＡ、ＰＥＲ、ＰＢＲなど）・その他特殊な前提条件がある場合には、その内容③　ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法・算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、ＥＢＩＴＤＡ及びフリー・キャッシュ・フローを含む。）の具体的な数値※　上場維持を前提とする場合を除く。算定の前提とした財務予測の出所・算定の前提とした財務予測が当該取引の実施を前提とするものか否か・算定の前提とした財務予測で大幅な増減益を見込んでいるときは、当該増減益の要因※　上場維持を前提とする場合は、算定の前提とした財務予測で大幅な増減益を見込んでいるときはその概要（計数を含む。）及び増減益の要因を記載し、算定の前提とした財務予測で大幅な増減益を見込んでいないときはその旨を記載する。※　「大幅な増減益」に該当するかどうかについては、各当事会社の当該公開買付け実施後５事業年度のいずれかにおいて、各々の前事業年度と比較して、利益の増加又は減少見込額が３０％未満であるか否かを目安とする。・割引率の具体的な数値（レンジ可）・継続価値の算定手法及び算定に用いたパラメータの具体的な数値（レンジ可）・その他特殊な前提条件がある場合には、その内容 |
| （４）上場廃止となる見込み及びその事由 | ・　当該公開買付けにより上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及びその事由を記載する。また、対価が上場株式（東証以外の国内金融商品取引所に上場している株式を含む。）である場合は、その旨も記載する。※　上場廃止となる見込みがない場合には、その旨を記載する。・　当該公開買付けにより上場廃止となる見込みがある場合であって、当該公開買付けに応募することを勧める意見であるときは、下記事項を記載する。・　上場廃止を目的とする理由・　少数株主への影響及びそれに対する考え方 |
| （５）いわゆる二段階買収に関する事項 | ・　買付け等の後、株式の全部取得等の行為を行うことにより、上場会社が買収される予定があることを把握している場合には、その旨及び予定されている二段目の株式の全部取得等の行為に関して、原則として、以下の事項を記載する。・　二段目の株式の全部取得その他の行為の予定時期・　完全に買収される手段及びその対価・　一段目（公開買付け）の買付価格と二段目（株式の全部取得等）の対価に差がある場合はその内容及び差額を設ける理由※　二段階買収については、一段目・二段目それぞれの対価等の条件や株主への条件の提示方法によっては、公開買付けへの応募を事実上強要するような威圧的買収と受け止められる場合があり得ます。二段目の条件が一段目の条件と同等であれば問題は生じにくいものと思われますが、二段目の条件が一段目の条件よりも株主にとって不利となる場合には問題が生じると考えられるため、十分な検討が必要となります。また、やむを得ず、一段目の開示時点において二段目の条件を決定できない事情がある場合においても、できる限り二段目で対価等の条件を決定するための要素や決定時期の見込みに関する説明を記載するなど、透明性の向上に努めてください。〔ＭＢＯ等に関して意見表明を行う場合〕・　二段目の行為に株式買取請求権又は価格決定請求権が確保できないスキームを採用する場合や、ＭＢＯ等において大多数の株式を取得した場合であっても二段目の株式の全部取得等の行為を実施しない場合は、これらの理由をわかりやすく具体的に記載する。 |
| （６）公正性を担保するための措置 | ・　次に掲げる場合には、公正性を担保するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。・　上場廃止となることが見込まれる公開買付けに関して応募することを勧める旨の意見表明をする場合・　ＭＢＯ等に関して意見表明を行う場合・　その他特に当該公開買付けに関する意見表明の公正性を担保する必要があると判断される事情がある場合※　公正性を担保するための措置の例としては、意思決定過程における恣意性を排除する観点から、算定機関から当該意見表明の内容に関する見解を記載した書面（公正性に関する評価を含む。）を取得することや、意思決定方法に関し、弁護士・アドバイザー等による独立したアドバイスを取得し、その名称並びに公開買付者及び上場会社との間における重要な利害関係の有無及びその内容を明らかにすること、また、必要に応じてそのアドバイスの内容を説明することなどが考えられます。また、価格の適正性を担保する客観的状況を確保する観点から、公開買付期間を比較的長期（３０営業日以上）に設定することにより対抗的ＴＯＢの機会を提供することや、公開買付者との間で、上場会社による対抗者との接触等を過度に制限するような内容の合意等（いわゆる取引保護条項）を行わないことなどが考えられます。※　算定機関から公正性に関する評価（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得している場合にはその内容を記載する（取得していない場合にはその旨を記載する。）。〔ＭＢＯ等に関して意見表明を行う場合〕・　公正性を担保するための措置に関し、それぞれ以下の内容を含めて記載する。・算定機関から算定書を取得した旨。・弁護士・アドバイザー等による独立したアドバイスを取得した場合には、その名称並びに公開買付者及び上場会社との間における重要な利害関係の有無及びその内容。弁護士・アドバイザー等に途中で変更があった場合には、その旨及びその理由。・公開買付者との間で、上場会社による対抗者との接触等を過度に制限するような内容の合意等（いわゆる取引保護条項）をした場合には、その内容及び当該合意等をした理由。・公開買付期間が短期間に設定されている場合において、公開買付期間の延長請求を行わない場合は、その理由。 |
| （７）利益相反を回避するための措置 | ・　次に掲げる場合には、利益相反を回避するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。・　ＭＢＯ等に関して意見表明を行う場合・　その他特に当該公開買付けに関する意見表明に関し利益相反を回避する必要があると判断される事情がある場合※　利益相反を回避するための措置の例としては、当該意見表明に至る意思決定の過程において利害関係を有する取締役及び監査役の関与を排除することや、当該意見表明に利害関係を有しない社外監査役又は社外取締役が関与すること、取締役会から独立した特別委員会を設置し、当該公開買付けに関する意見表明に関し諮問すること、当該特別委員会に公開買付者との間で交渉を行うことを委嘱することなどが考えられます。〔ＭＢＯ等に関して意見表明を行う場合〕・　利益相反を回避するための措置に関し、それぞれ以下の内容を含めて記載する。・当該意見表明に利害関係を有する取締役及び監査役に関し、利害関係の内容及び上場会社の意思決定に至る過程への関与の有無。※　取締役又は監査役が公開買付者との間で公開買付け後の役職員への就任等に関して合意している場合には、その内容を記載する。・取締役会から独立した特別委員会を設置した場合には、その概要（特別委員会を構成する各委員の氏名・職業など）。特別委員会の構成に途中で変更があった場合には、その旨及びその理由。・取締役会から独立した特別委員会又は独立役員に対し、当該公開買付けに関する意見表明に関する諮問をした場合には、諮問の内容及び諮問に対する答申の内容（その理由を含む。）。・取締役会から独立した特別委員会又は独立役員に対し、公開買付者との間で交渉を行うことを委嘱した場合には、その旨。・利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認を受けている場合には、その旨。受けていない場合には、その理由。 |
| ４．公開買付者と自社株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項 | ・　公開買付開始前の、公開買付者と自社の株主との間における、公開買付けへの応募に係る重要な合意の有無について、上場会社が把握している範囲で記載する。・　公開買付者と上場会社の取締役との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項の有無及びかかる合意がある場合はその内容を記載する。 |
| ５．公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容 | ・　意見表明報告書と同等の内容を記載する。〔意見表明報告書の記載上の注意［抜粋］〕・　公開買付者又はその特別関係者（金商法第２７条の５第２号の規定による申出を金融庁長官に行った者を除く。）が報告者の役員に利益の供与を約している場合には、その内容を記載すること。 |
| ６．会社の支配に関する基本方針に係る対応方針 | ・　意見表明報告書と同等の内容を記載する。〔意見表明報告書の記載上の注意［抜粋］〕・　財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）等を行う予定の有無及び予定がある場合にはその内容を具体的に記載すること。 |
| ７．公開買付者に対する質問 | ・　意見表明報告書と同等の内容を記載する。〔意見表明報告書の記載上の注意［抜粋］〕・　公開買付者に対して当該公開買付けに関する質問がある場合はその質問の内容を記載すること。ない場合には「該当事項なし」と記載すること。 |
| ８．公開買付期間の延長請求 | ・　意見表明報告書と同等の内容を記載する。〔意見表明報告書の記載上の注意［抜粋］〕・　金商法第２７条の３第１項の規定による公開買付開始公告に記載された買付け等の期間を政令で定める期間に延長することを請求する場合はその旨、金商法第２７条の１０第３項の規定による延長後の買付け等の期間が３０日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）となる旨、延長後の期間の末日及び延長請求する理由を具体的に記載すること。請求しない場合には「該当事項なし」と記載すること。 |
| ９．今後の見通し | ・　公開買付け後における経営体制の予定、方針・計画等がある場合は、その内容を記載する（外部説明において目標値・計画値などを用いる又は用いることを想定している場合は、原則としてそれらを含めて記載する。）。 |
| ・　その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項 |  |
| ・　支配株主との取引等に関する事項〔本行為が支配株主との取引等に関するものである場合〕 | ・　当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。・　当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。・　公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。・　当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。※　意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。※　支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。※　支配株主との取引等に関するものである場合とは、支配株主その他施行規則で定める者が上場会社株式に対して行う公開買付けに関する意見表明、又は、第三者が支配株主その他施行規則で定める者からの取得を前提として上場会社株式に対して行う公開買付けに関する意見表明等が該当します。 |
| ○（参考）買付け等の概要 | ・　上場会社が公開買付者との間においてあらかじめ当該公開買付けに関して合意を行っている場合には、当該公開買付けの概要を参考として記載又は当該公開買付けに係る開示資料を添付する。 |

### **③　公開買付者からの対質問回答報告書の提出時の開示**

自社の株券等に対する公開買付けに関して、公開買付者から対質問回答報告書の提出が行われたことを知った時点で、その旨を開示してください（公開項目は、「公開買付けに関する意見表明等」を選択してください。）。

※　公開買付けを行う者が上場会社である場合を除き、当該者による記者発表資料を入手できる場合には、これを自社の開示資料に参考資料として添付して開示を行うようにしてください。

※　開示資料の表題は、買付者の名称及び対質問回答報告書が提出されたことが判別できる表題としてください。

（例）「○○○○株式会社による当社株券に対する公開買付けに係る対質問回答報告書の提出について」

（注）金商法第２７条の１０に規定する対質問回答報告書による回答以外に、公開買付けに係る対象者からの質問に対する回答等を行う場合であって、投資者が買付け等への応募の是非を判断するために情報提供することが有用と考えられるときは、適時かつ適切に開示することが求められます。